

農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月

岩 見 沢 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	岩見沢市農業の概況	1
2	岩見沢市農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	14
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
2	岩見沢市が主体的に行う取組	14
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	15
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	15
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	16
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	17
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	22
第7	その他	23
附則		23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 岩見沢市農業の概況

岩見沢市は、空知地方における行政・経済の中心地として北海道の中西部に位置し、総面積は481.02km²で、東に夕張山地を西には石狩川を臨み、市域の西部には石狩川流域の広大な平野が広がり、東部は夕張山地を形成する低山性の山々が連なっている。また、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地を造りながら、石狩川と合流している。気象は内陸性気候に属し、平均気温は8度、最高気温は30度を超え、最低気温はマイナス20度近くまで下がることもあり、冬期間の積雪は、石狩湾からの季節風の影響を受ける西部では積雪量100cmを超えるが、南部は比較的積雪量が少なくなっている。地質は大部分が泥炭層だが、土地改良事業の導入により、現在では、地味肥沃な耕地が形成されている。また、丘陵地域及び河川地域は、沖積層・洪積層である。

岩見沢市の農業は、耕地面積約19,700haの広大で肥沃な土地と豊富な水を活かし、稲作を中心に道内有数の穀倉地帯として発展してきた。また、流通や消費の中心地である札幌市まで約40kmの近郊という立地条件を活かし、ブランド米の生産をはじめ、玉葱や白菜など野菜の生産に力を入れており、道内有数の産地を形成している。

平坦な地域では、水稻・小麦・大豆や玉葱・白菜・人参などの野菜など、広い農地を活用した土地利用型農業が特徴となっており、さらに花きなどの施設園芸も組み入れた複合経営が行われている。

また、丘陵地域では、果樹や醸造用ぶどうなどが生産されるなど、圃場や土壌の条件に合わせ、各地域では、農業・農村の振興に向けた様々な取り組みが行われている。

近年では、ワインの醸造・販売、フルーツ狩り、直売所や観光農園など、農畜産物の生産だけではなく、付加価値をつけた6次産業化の取り組みも進んでいる。

2 岩見沢市農業の現状と課題

岩見沢市の農家戸数は、当市調査では、平成30年の928戸から令和4年は815戸と、5年間で113戸減少（12.2%減少）している。

農業従事者数は平成30年の2,495人から令和4年は2,234人と、5年間で261人減少（10.5%減少）しており、65歳以上の農業従事者数は、平成30年の900人から令和4年は909人と、5年間で9人増加（1.0%増加）し、年々高齢化が進んでいる状況である。これに伴い、農業従事者の平均年齢も平成30年の57.2歳から令和4年は57.9歳に上がっている。

一戸当たりの経営耕地面積は、農家戸数の減少に伴い拡大しており、平成30年の19.3haから令和4年は21.8haと2.5ha増加している。

また、「後継者がいる農家」の割合は約42%であり、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少に伴って、農地の需給不均衡が生じ優良農地が遊休化することも懸念され

る。

また、新規就農者数については、近年は9名～21名で推移しており、Uターン者が多い状況となっている。

これらのことから、地域農業の重要な資源である農地が後継者に継承されることなく、また、担い手に集積されることなく遊休農地となること、そしてこれを放置することは、担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れもあることから、岩見沢市は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者、若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止と解消に努めるとともに、農業振興地域整備計画に基づいた土地の管理を図り、農用地等の転用については、農業以外の各種土地利用計画との調整に留意の上、乱開発・無秩序な転用を防止し、優良農用地の確保に努めている。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）や日EU経済連携協定（日EU・EPA）、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英EPA）の発効など経済のグローバル化が一層進展する中、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、異常気象の頻発、新型コロナウイルス感染症の拡大など農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、今後も地域経済を支える基幹産業として維持・発展していくためには、農業者、農業関係機関・団体等と連携・協力しながら、持続可能な生産体制を構築することが必要となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

（1）基本的な考え方

岩見沢市農業が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展していくため、令和4年度に策定した「岩見沢市農業振興ビジョン」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を関係機関・団体と連携し、農業経営基盤の強化を推進するための、各種施策を総合的に講じ、実情に合わせた効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進する。

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、岩見沢市において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

【目標年間農業所得】	1 経営体あたり おおむね500万円
【目標年間労働時間】	主たる従事者1人当たり 1,700時間～2,000時間

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあつては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組みを推進する。

このため、令和12(2030)年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、岩見沢市の令和12年度における農業法人数の目標数を約1.5倍の190経営体(令和4年現在:129経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組みを推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

若見沢市農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組みを推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組みを推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組みを推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流

動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン農業の導入による農業経営の複合化や農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組みを推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

岩見沢市の令和4年の新規就農者は9人であり、過去10年間では144人で、年間14人程度の新規就農者を確保しているが、従来からの基幹作物である米の産地及び施設野菜等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、岩見沢市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、岩見沢市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で15法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、岩見沢市において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得500万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、岩見沢市で展開している優良事例を踏まえつつ、岩見沢市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

<個別経営体>

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態様に係る改善目標
A - 1	水稻・畑作 複合	水稻 秋小麦 大豆 面積計	7.0 5.0 3.0 15.0	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 育苗ハウス 2 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 機械施設の保守管理 の徹底と計画的な更新 による装備水準の維持 改善 作物原価の把握、コ スト分析による生産性 の改善	<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 2人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 720万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
A - 2	水稻・畑作 複合	水稻 秋小麦 大豆 面積計	9.0 7.0 4.0 20.0	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 育苗ハウス 2 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 3 台	市場情報の収集・活 用 作目間の労働調整と 省力化技術の導入 複数品種の導入によ る価格変動の危険分散	<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 960万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
A - 3	水稻・畑作 複合	水稻 秋小麦 春小麦 大豆 面積計	15.0 8.0 2.0 5.0 30.0	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 育苗ハウス 2 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台		<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 1,350万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
A - 4	水稻・畑作 複合	水稻直播 秋小麦 大豆 てん菜 なたね 飼料用とうもろこし 面積計	9.0 11.5 10.0 3.5 2.0 2.0 38.0	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 播種機 1 台 管理機 1 台 レーザーレ 1 台 ベラー コンバイン 1 台 ビークル 1 台		<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 主たる従事者 1,760時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 2,250万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態に係る改善目標
B - 5	水稲・畑作・野菜複合	水稲 秋小麦 大豆 はくさい 面積計	9.0 7.0 4.0 (1.0) 20.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 1 台 育苗ハウス 2 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台	パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 複式簿記記帳、青色申告の実施 機械施設の保守管理の徹底と計画的な更新による装備水準の維持改善 作物原価の把握、コスト分析による生産性の改善	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたりの農業所得 1,050万円	農繁期における臨時的雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業の共同化や外部化 定期的な休日の確保
B - 6	水稲・畑作・野菜複合	水稲 秋小麦 春小麦 大豆 はくさい 面積計	15.0 8.0 2.0 5.0 (2.0) 30.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 2 台 育苗ハウス 4 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台	市場情報の収集・活用 作目間の労働調整と省力化技術の導入 複数品種の導入による価格変動の危険分散	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたりの農業所得 1,540万円	農繁期における臨時的雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業の共同化や外部化 定期的な休日の確保
B - 7	水稲・畑作・野菜複合	水稲 秋小麦 大豆 はくさい キャベツ 面積計	9.0 7.0 3.0 (1.0) 1.0 20.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 2 台 育苗ハウス 4 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたりの農業所得 1,060万円	農繁期における臨時的雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業の共同化や外部化 定期的な休日の確保
B - 8	水稲・畑作・野菜複合	水稲 秋小麦 大豆 にんじん 面積計	9.0 7.0 3.0 1.0 20.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 1 台 育苗ハウス 2 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 3 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたりの農業所得 980万円	農繁期における臨時的雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業の共同化や外部化 定期的な休日の確保
B - 9	水稲・畑作・野菜複合	水稲 秋小麦 大豆 ねぎ 面積計	9.0 6.0 3.0 1.0 19.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 2 台 育苗ハウス 4 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたりの農業所得 1,550万円	農繁期における臨時的雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業の共同化や外部化 定期的な休日の確保

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態に係る改善目標
B - 10	水稲・畑作・ 野菜複合	水稲 秋小麦 大豆 はくさい いちご メロン 面積計	5.3 3.0 1.0 1.0 0.2 0.5 11.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 1 台 育苗ハウス 4 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 機械施設の保守管理 の徹底と計画的な更新 による装備水準の維持 改善 作物原価の把握、コ スト分析による生産性 の改善	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,000万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
B - 11	水稲・畑作・ 野菜複合	水稲 秋小麦 春小麦 大豆 はくさい メロン 面積計	8.0 10.0 2.5 10.0 (2.0) 0.1 30.6	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 2 台 育苗ハウス 5 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台	市場情報の収集・活 用 作目間の労働調整と 省力化技術の導入 複数品種の導入によ る価格変動の危険分散	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,820万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
C - 12	水稲・野菜 複合	水稲 たまねぎ 面積計	6.0 9.0 15.0	トラクター 2 台 (30~80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 2 台 育苗ハウス 5 棟 播種機 1 台 たまねぎ移 1 台 植機 田植機 1 台 防除機 1 台 たまねぎハ 1 台 ーベスター たまねぎビ 1 台 ッカー コンバイン 1 台 乾燥機 2 台 リフト 1 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,140万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
C - 13	水稲・野菜 複合	水稲 かぼちゃ きゅうり スイートコーン 面積計	7.0 1.0 0.2 0.4 8.6	トラクター 2 台 (30~80ps) トラック 1 台 育苗ハウス 4 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 570万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
D - 14	水稲・花き 複合	水稲 アルストロメリア スターチス デルフィニウム 面積計	8.0 0.3 0.1 0.1 8.5	トラクター 2 台 (30~80ps) トラック 2 台 育苗ハウス 3 棟 播種機 1 台 田植機 1 台 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,330万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態に係る改善目標
E - 15	畑作・野菜 複合	たまねぎ 秋小麦 大豆 面積計	7.0 5.0 3.0 15.0	トラクター 1 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 育苗ハウス 4 棟 たまねぎ移 1 台 植機 防除機 1 台 たまねぎハ 1 台 ーベスター たまねぎピ 1 台 ッカー コンバイン 1 台 乾燥機 1 台 リフト 1 台	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 機械施設の保守管理 の徹底と計画的な更新 による装備水準の維持 改善 作物原価の把握、コ スト分析による生産性 の改善 市場情報の収集・活 用 作目間の労働調整と 省力化技術の導入 複数品種の導入によ る価格変動の危険分散	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,210万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設設備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
F - 16	畑作・花き 複合	秋小麦 大豆 ヒマワリ スターチス カーネーション 面積計	8.5 3.0 0.1 0.3 0.1 12.0	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 2 台 育苗ハウス 3 棟 栽培ハウス 4 棟 防除機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,350万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設設備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
G - 17	花き専業	スターチス アルストロメリア デルフィニウム カーネーション カスミソウ 面積計	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 1.0	トラクター 1 台 (30～80ps) トラック 1 台 栽培ハウス 20 棟 (うち越冬用 ハウス 12 棟) 暖房機 3 台 防除機 1 台		<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,550万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設設備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
H - 18	酪農専業	牧草 デントコーン 面積計 経産牛 育成牛 飼養頭数 個体販売	36.0 4.0 40.0 55 47 102 25	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 システム トラック 1 台 マニュアル 1 台 プレッダー スラリース 1 台 プレッダー サイレージ用 1 式 とうもろこし 生産機械 牧草收穫機械 1 式 草舎・堆肥舎 1 式 牛舎及び付帯 1 式 施設	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 機械施設の保守管理 の徹底と計画的な更新 による装備水準の維持 改善 作物原価の把握、コ スト分析による生産性 の改善 市場情報の収集・活 用 乳牛検定の推進 作業記録の整備	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 2 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 1,930万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設設備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
I - 19	果樹専業	醸造用ぶどう 面積計	2.8 2.8	トラクター 1 台 (30～50ps) スプレーヤー 1 台 乗用モア 1 台	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 市場情報の収集・活 用 安定生産に向けた出 荷契約の締結	<家族労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1 経営体あたり の農業所得 530万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設設備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保

注) () 内は「後作としての作付」「育苗ハウス」を利用した栽培であり、「経営面積計」の外数

[組織経営体・集落営農型組織]

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	構成員 戸数	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態様に係る改善目標
A-1	水稲・畑作複合 ・農地所有適格法人	水稲 小麦 大豆 面積計	65.0 45.0 20.0 130.0	5戸	トラクター 3台 (30~80ps) 自動操舵システム トラック 4台 育苗ハウス 20棟 播種機 1台 田植機 3台 防除機 2台 コンバイン 3台 乾燥調製施設 1式	パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 複式簿記帳、青色申告の実施 機械施設の保守管理の徹底と計画的な更新による装備水準の維持改善 作物原価の把握、コスト分析による生産性の改善 資金管理の徹底 市場情報の収集・活用による確かな生産・販売 作目間の労働調整と省力化技術の導入 複数品種の導入による価格変動の危険分散	<労働力> 主たる従事者 5人 補助従事者 5人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたりの農業所得 5,700万円	安定した雇用の実現による雇用労働力の通年安定確保 構成員の作業分担の明確化 従事者の社会保険加入 機械施設設備、農作業の共同化・各種作業の受託 定期的な休日の確保 研修生の受入
B-2	水稲・野菜複合 ・農地所有適格法人	水稲 たまねぎ にんじん はくさい メロン 面積計	20.0 10.0 6.0 3.0 1.0 40.0	5戸	トラクター 2台 (30~80ps) 自動操舵システム トラック 3台 育苗ハウス 15棟 田植機 1台 栽培ハウス 10棟 防除機 1台 コンバイン 1台 乾燥調製施設 1式	集・活用による確かな生産・販売 作目間の労働調整と省力化技術の導入 複数品種の導入による価格変動の危険分散	<労働力> 主たる従事者 5人 補助従事者 8人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたりの農業所得 3,240万円	安定した雇用の実現による雇用労働力の通年安定確保 構成員の作業分担の明確化 従事者の社会保険加入 機械施設設備、農作業の共同化・各種作業の受託 定期的な休日の確保 研修生の受入
C-3	水稲・野菜複合 ・農地所有適格法人 <集落営農型組織>	水稲 たまねぎ にんじん はくさい グリーンアスパラガス メロン 面積計 【作業受託】 水稲/田植・刈取 小麦/刈取 作業面積合計	20.0 6.0 6.0 6.0 1.0 1.0 40.0 20.0 20.0 80.0	5戸	トラクター 2台 (30~80ps) 自動操舵システム トラック 3台 育苗ハウス 15棟 田植機 1台 栽培ハウス 10棟 防除機 1台 たまねぎハ1台 ーベスター たまねぎピ1台 ッカー たまねぎ移1台 植機 コンバイン 1台 リフト 1台 乾燥調製施設 1式	<労働力> 主たる従事者 5人 補助従事者 8人 常時雇用 1人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたりの農業所得 4,030万円	安定した雇用の実現による雇用労働力の通年安定確保 構成員の作業分担の明確化 従事者の社会保険加入 機械施設設備、農作業の共同化・各種作業の受託 定期的な休日の確保 研修生の受入	
D-4	水稲・畑作複合 ・農地所有適格法人 <集落営農型組織>	水稲 小麦 大豆 面積計 【作業受託】 水稲/刈取・乾燥 小麦/刈取・乾燥 大豆/刈取・乾燥 受託面積計 作業面積合計	15.0 15.0 15.0 45.0 35.0 35.0 15.0 85.0 130.0	4戸	トラクター 2台 (30~80ps) 自動操舵システム トラック 3台 育苗ハウス 5棟 田植機 1台 播種機 1台 防除機 1台 コンバイン 2台 乾燥調製施設 1式	<労働力> 主たる従事者 4人 補助従事者 2人 ※従事者 ↓ 受託作業のオペレーターを兼ねる 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたりの農業所得 3,040万円	安定した雇用の実現による雇用労働力の通年安定確保 構成員の作業分担の明確化 従事者の社会保険加入 機械施設設備、農作業の共同化・各種作業の受託 定期的な休日の確保 研修生の受入	

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	構成員 戸数	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事態様に係 る改善目標
E - 5	水稲・畑作複合 ・機械利用組合 〈集落営農型組織〉	【作業受託】 水稲／刈取・乾燥 小麦／刈取・乾燥 大豆／刈取・乾燥 小豆／刈取・乾燥 野菜／管理作業 受託面積計	45.0 55.0 5.0 15.0 5.0 125.0	6戸	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 3 台 防除機 1 台 コンバイン 3 台 乾燥調製施 1 式 設	パソコンによる 経営計画、労務、財 務、ほ場管理 機械施設の保守 管理の徹底と計画 的な更新による装 備水準の維持改善 作物原価の把握、 コスト分析による 生産性の改善 作目間の労働調 整資金管理の徹底	〈労働力〉 主たる従事者 6人 補助従事者 5人 ※従事者 ↓ 受託作業の オペレーター 主たる従事者 560時間/1人 〈経営収支〉 1 経営体あたり の農業所得 910万円	機械施設装備の共 同化・各種作業の受 託 構成員の作業分担 高性能機械導入に よる作業時間の短 縮
F - 6	水稲・畑作複合 ・機械利用組合 〈集落営農型組織〉	【作業受託】 水稲／刈取・乾燥 小麦／刈取・乾燥 受託面積計	80.0 80.0 160.0	7戸	トラクター 2 台 (30～80ps) 自動操舵シ 1 式 ステム トラック 5 台 防除機 1 台 コンバイン 5 台 乾燥調製施 1 式 設		〈労働力〉 主たる従事者 7人 補助従事者 5人 ※従事者 ↓ 受託作業の オペレーター 主たる従事者 560時間/1人 〈経営収支〉 1 経営体あたり の農業所得 1,260万円	機械施設装備の共 同化・各種作業の受 託 構成員の作業分担 高性能機械導入に よる作業時間の短 縮

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

No.	経営類型	作物名	作付規模 (ha、頭)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等	農業従事態様に係る改 善目標
1	野菜専業	ミニトマト トマト スイートコーン(露地) 面積計	0.15 0.05 0.8 1.0	トラクター 1 台 (50ps) 軽トラック 1 台 管理機 1 台 栽培ハウス 6 棟 動噴(50L) 1 台	パソコンによる経営 計画、労務、財務、ほ 場管理 複式簿記記帳、青色 申告の実施 機械施設の保守管理 の徹底と計画的な更新 による装備水準の維持 改善	<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 310万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保
2	野菜専業	ミニトマト きゅうり 南瓜(露地) 面積計	0.15 0.05 0.8 1.0	トラクター 1 台 (50ps) 軽トラック 1 台 管理機 1 台 栽培ハウス 6 棟 動噴(50L) 1 台	作物原価の把握、コ スト分析による生産性 の改善 市場情報の収集・活 用 作目間の労働調整と 省力化技術の導入 複数品種の導入によ る価格変動の危険分散	<家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 主たる従事者 2,000時間/1人 <経営収支> 1経営体あたり の農業所得 250万円	農繁期における臨時的 雇用労働力の確保 機械施設装備、農作業 の共同化や外部化 定期的な休日の確保

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

岩見沢市の主要作物である水稻、小麦、大豆、玉葱などの農畜産物を安定的に生産し、岩見沢市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、岩見沢市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

2 岩見沢市が主体的に行う取組

岩見沢市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会や農業改良普及センター、農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを岩見沢市や農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合などの関係機関・団体に構成する岩見沢市農業後継者対策協議会が中心となって、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように岩見沢市農業後継者対策協議会は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

岩見沢市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

岩見沢市が主体となって農業改良普及センター、農業協同組合等と連携・協力して「研修計画」及び「青年等就農計画」を基に、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、年に数回の巡回指導の他、年に1回は営農相談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために岩見沢市農業後継者対策協議会の交流会への参加を促すとともに、農業協同組合とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

また、関係機関・団体と連携して、他産業の経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や北海道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

岩見沢市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については岩見沢市新規就農サポートセンター、技術や経営ノウハウについての習得については農業改良普及センターや農業協同組合、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センターや農業協同組合、岩見沢市認定農業者、指導農業者等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

岩見沢市は、岩見沢市農業後継者対策協議会及び農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、岩見沢市の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

北海道農業公社や農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会や岩見沢市新規就農サポートセンターなどの窓口で、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、就農に関する情報等)の提供を行う。

さらに、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験によって、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

岩見沢市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
岩見沢市農用地面積の95%程度

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

岩見沢市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組みを進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

岩見沢市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、岩見沢市農業の地域特性を

十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

岩見沢市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、岩見沢市のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、岩見沢市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を岩見沢市農務課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

岩見沢市は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

岩見沢市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を岩見沢市に提出して、農用地利用規程について岩見沢市の認定を受けることができる。
- ② 岩見沢市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 岩見沢市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を岩見沢市の掲示場への掲示やその他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 岩見沢市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の

事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 岩見沢市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を岩見沢市の掲示場への掲示やその他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、岩見沢市に意見書を提出することができる。
- ④ 岩見沢市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、岩見沢市は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の3分の2以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、岩見沢市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微

な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を岩見沢市に届け出るものとする。
- ③ 岩見沢市は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （5）の②及び（6）の③並びに（7）の③及び（7）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（9）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（10）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 岩見沢市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 岩見沢市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

岩見沢市は、1から3に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮する。

- ア 用排水路の整備や区画整理などの土地改良事業等による生産基盤の条件整備の促進
- イ 農畜産物の生産体制の整備と農業・農村の活性化の促進
- ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組みの促進
- エ 地域農業の振興に関するその他の施策への取組みの推進

なお、取組みの推進に際しては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう、配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

岩見沢市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、岩見沢市は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 岩見沢市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 岩見沢市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年1月19日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成29年2月16日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年5月9日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。
- 6 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。